

地 縁 団 体 認 可 状 況 等
調 査 結 果 (平 成 4 年 度)

平 成 5 年 3 月

自 治 省 行 政 局 行 政 課

はじめに

いわゆる町内会、自治会等が法人格を取得することができる途を開いた認可地縁団体制が平成3年4月の地方自治法改正により創設された。

その認可事務等の実態を把握するべく、今回はじめて全国的に調査を行ったものである。特に市区町村においては、地縁による団体の認可事務に際し、ご苦労が多いことと推察するが、今回の調査結果が事務をすすめるにあたって、何らかの参考になれば幸いである。調査は、都道府県の担当課を通じて全市区町村に調査表を送付し、回答を求める方法により行ったが、関係各位のひとかたならぬ協力に心より感謝申し上げたい。

平成5年3月

自治省行政局行政課

調査対象

・地方自治法第260条の2第1項に定める自治会、町内会等の町又は字の区域その他市町村内の一定の地域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、その区域の住民相互の連絡を行う等良好な地域社会の維持及び形成に資する多様な活動を行うことを目的とするもの（以下「地縁団体」という。ただし、婦人会、子供会、青年団等の団体は含まないものとする）

調査基準日

本調査の基準日は、原則として平成4年7月1日とする。

地縁団体の認可状況等調査結果（市町村分）

1 全国の地縁団体の名称及び数

今回の調査は、認可地縁団体の制度が地方自治法において創設されて以後のはじめての実態調査であることに鑑み、全国市区町村の協力の下に、全国の地縁団体の調査もあるわせて実施した。自治会、町内会等の地縁団体は、その名称や活動も極めて多様であり、厳密な現状把握は困難であるが、平成4年7月1日現在の名称及び数をあらわしたもののが図1である。

地縁団体の総数は、298,488となっており、30万にも達しようとしている。

名称の内訳をみると、自治会が約9万7千、町内会が約7万7千で、両者の全体に対する比率は約58.5%となり、過半数を超えている。その次には、区（約4万3千）、部落会（約2万8千）、町会（約1万7千）、区会（約7千）、その他（約2万9千）と続いている。

2 全国の地縁団体の不動産等所有状況等調

今回の法改正が、従来認められていなかった地縁団体名義の不動産登記を可能にすることになったことから、全国の地縁団体がどの程度法人格を必要とする場合があり得るか、すなわち不動産等をどの程度の割合で所有しているのかを把握しておく必要があり、市区町村の多大な協力を得て、調査を実施した。

確認できた数字は、以下のとおりであるが、特に大都市部では、限られた調査期間の中では把握できないところが多くかった。不動産等を所有している団体の数は、実際には今回確認された数よりも相当上回ると見られる。

全国の地縁による団体総数 約29万8千

(今回調査で確認された数)

不動産を所有している団体総数	約11万4千
土地を所有	約 6万8千
建物を所有	約 9万7千
立木その他を所有	約 2万

今回の調査結果から、土地よりも、建物を所有している地縁による団体が多いことがわかる。

図1

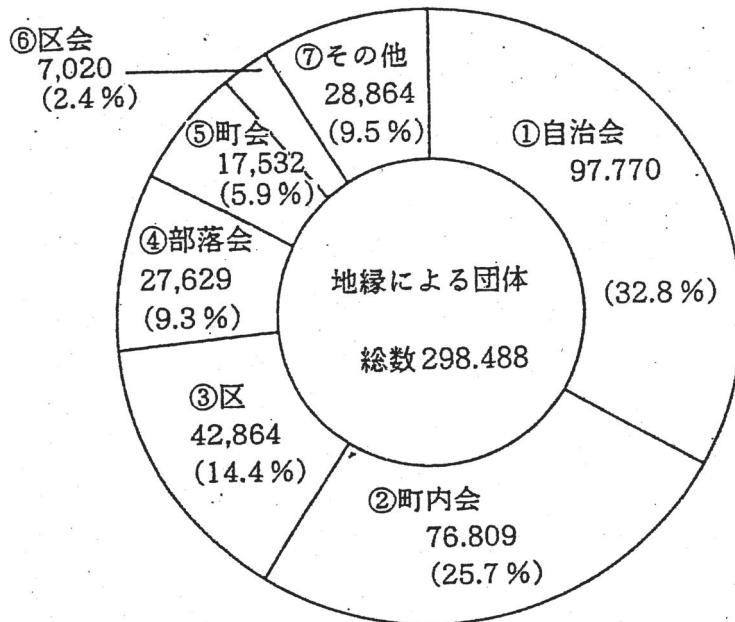
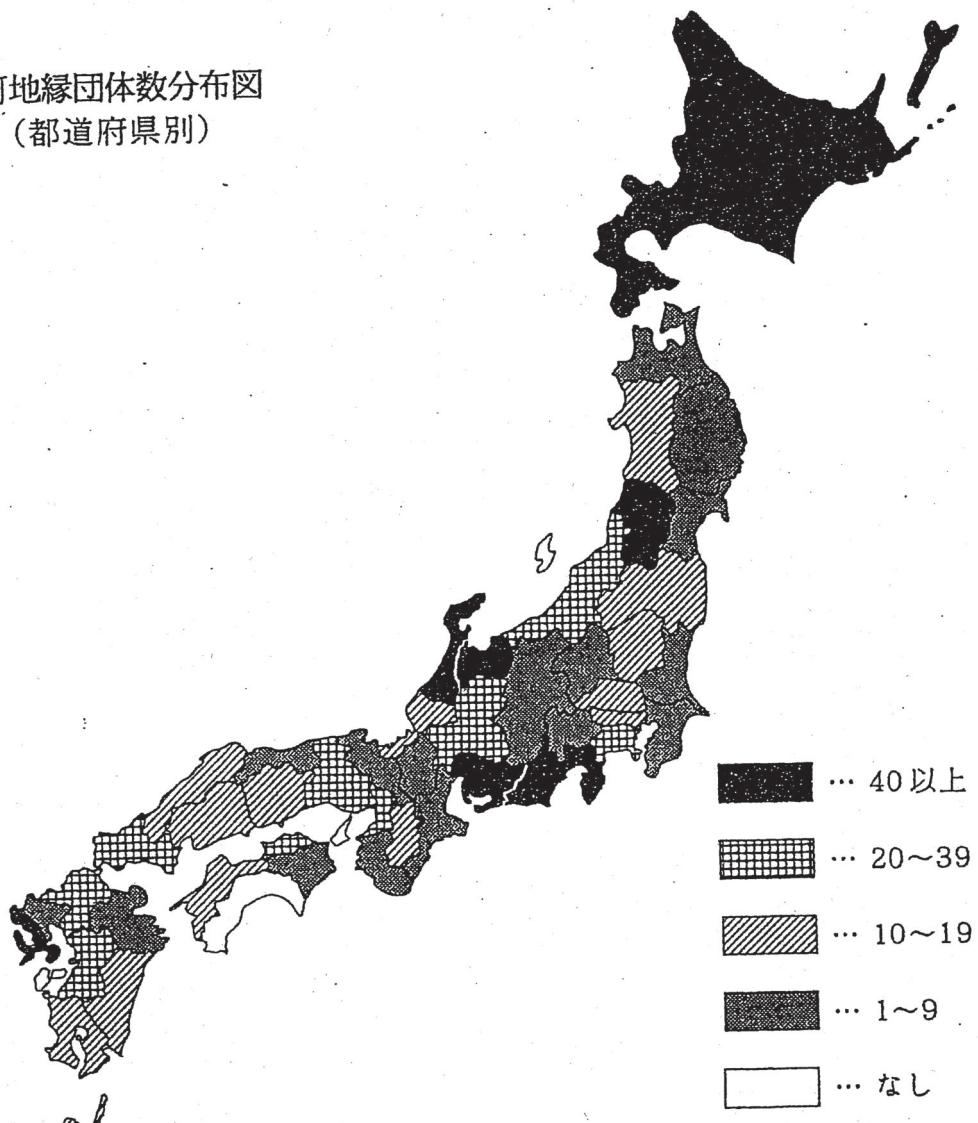


図2

認可地縁団体数分布図
(都道府県別)



3 地縁団体の認可状況等調

(1) 認可地縁団体及び認可市区町村の数

平成4年7月1日現在で、市区町村に認可され、法人格を有している地縁による団体数は、**841**団体であり、認可を行った市区町村数（以下「認可市区町村」という）は、**355**である。

全国の市区町村は、3,259であるので、認可市区町村の割合は、10.9%である。

認可市区町村の内訳を見していくと、政令指定都市は9市が認可を行い（政令市全体に対する比率75%）、特別区は3区（特別区全体に対する割合約13%）、政令市以外の市は181市（政令市以外の市全体に対する割合は約28%）、町は149町（町全体に対する割合約7.5%）、村は13村（村全体に対する割合約2.2%）となっており、町村、特に村では認可を行った地方公共団体の比率が低くなっている。

なお、認可市区町村における地縁団体の平均認可数は、約2.4となる。

(2) 認可市区町村及び認可地縁団体の都道府県別の数

認可の主体は前述のとおり、市区町村であるが、全国的な認可の傾向を調べるために、都道府県別に見ていくと、認可市区町村・認可地縁団体の存在する都道府県は、45県に及び、存在しないのは、高知県と沖縄県だけになっている。

認可市区町村が、多い県は、新潟県（21）、山形県（20）、静岡県（16）の順になっている。

また、認可地縁団体の多い都道府県を見ていくと、山形県（54団体）、富山県（53団体）、北海道、石川県、長崎県（いずれも43団体）の順となっている。

都道府県別の認可市区町村及び認可地縁団体数は、次表のとおりであり、認可地縁団体の全国的分布状況をあらわしたもののが図2である。

(3) 認可を申請した地縁団体及び認可申請を受理した市区町村数

平成4年7月1日現在で、市区町村に認可を申請した地縁団体数は、898団体であり、申請を受理した市区町村は、389となっている。

都道府県	都道府県内の 市区町村数	認可団体のある 認可地縁 団体数	
		市区町村	団体数
北海道	212	13	43
青森	67	2	2
岩手	59	3	3
宮城	71	4	5
秋田	69	12	17
山形	44	20	54
福島	90	10	15
茨城	87	8	9
栃木	49	5	11
群馬	70	6	8
埼玉	92	10	16
千葉	80	4	6
東京特別区	23	3	5
東京市町村	41	2	6
神奈川	37	8	36
新潟	112	21	37
富山	35	8	52
石川	41	9	43
福井	35	7	15
山梨	64	2	3
長野	121	4	5
岐阜	99	13	24
静岡	74	16	42
愛知	88	14	42
三重	69	3	3
滋賀	50	4	5
京都	44	3	4
大阪	44	10	31
兵庫	91	14	32
奈良	47	9	12
和歌山	50	2	6
鳥取	39	4	5
島根	59	8	16
岡山	78	11	18
広島	86	4	18
山口	56	12	36
徳島	50	1	1
香川	43	9	23
愛媛	70	11	17
高知	53		
福岡	97	14	20
佐賀	49	1	1
長崎	79	8	43
熊本	94	11	22
大分	58	4	4
宮崎	44	5	13
鹿児島	96	3	12
沖縄	53		
合計	3,259	355	841

(4) 認可申請中の地縁団体に対する市区町村の審査状況調

平成4年7月1日時点で、認可申請手続中の団体は、55団体ある。

市区町村における審査中の団体に対する現状での判断の分類を行うと、

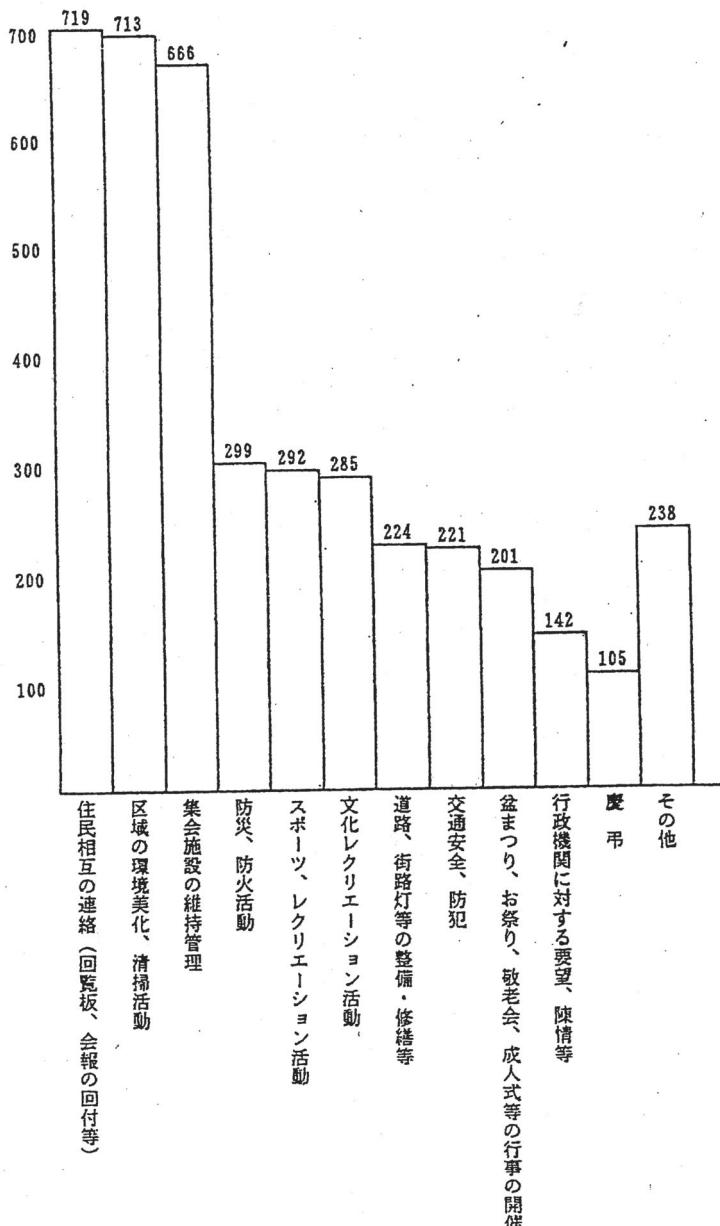
- ① 申請内容、書類等に特に問題はなく、内部決裁等認可手続きを進めている段階にある団体が、32団体
- ② 申請内容、書類等の審査を行っている段階にある団体が、10団体
- ③ 書類等に不足、不備があり、書類の再提出等をさせることを検討している団体が、12団体
- ④ その他が、1団体

となっている。

全体として、順調に認可手続きが進行していることがうかがえる。

(5) 認可を申請した団体で、市区町村から不認可の処分を受けた団体は、2団体存在した。

図3



4 認可地縁団体の規約において定める「目的」において、具体的に明示されている活動内容

地縁団体は、自治法260条の2第2項1号においてその区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められることが要件とされている。認可地縁団体は、前述のように全国で841団体あるが、その規約において定める目的において、具体的に明示されている活動は、以下のとおりであり、これをあらわしたもののが図3である。

	全認可地縁団体 に対する割合
住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	719団体 (85.5%)
区域の環境美化、清掃活動	713 (84.8%)
集会施設の維持管理	666 (79.2%)
防災、防火	299 (35.6%)
スポーツ、レクリエーション活動	292 (34.7%)
文化レクリエーション活動	285 (33.9%)
道路、街路灯等の整備・修繕等	224 (26.6%)
交通安全、防犯	221 (26.3%)
盆まつり、お祭り、敬老会、成人式等の行事の開催	201 (23.9%)
行政機関に対する要望、陳情等	142 (16.9%)
独居老人訪問等社会福祉活動	140 (16.6%)
慶弔	105 (12.5%)
その他	238 (28.3%)

住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）、区域の環境美化、清掃活動、集会施設の維持管理の3つが、他の目的に比べて圧倒的に多いことがわかる。

また、スポーツ、レクリエーション活動、文化レクリエーション活動を目的とする団体も多く、教養・文化活動にも積極的に取り組んでいることがうかがえる。その他の中では、青少年の健全育成などが挙がっていた。

5 認可地縁団体の構成員数

認可地縁団体の構成員数については、特に自治法上、上限・下限は設けられていないが、その構成員数についての内訳をあらわしたもののが、図4である。

構成員数が、100人以上300人未満の団体が一番多く、全体のおよそ3分の1以上を占めているが、100人未満の小規模団体や、1000人以上の大規模団体もかなり存在し、規模においても多岐にわたっていることがうかがえる。

6 認可地縁団体の構成員の加入率

地縁団体の認可要件として自治法260条の2第2項3号には、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっているもの」と規定されている。

そこで、認可地縁団体の活動区域内の住民に対する構成員の比率を調査した結果をあらわしたもののが、図5である。

加入率90%以上が、最も多く、およそ3分の2を占めている。また、加入率50%以上のものの合計は、795団体となり、全体の約95%を占めている。

7 認可地縁団体が、保有資産目録又は保有予定資産目録に記載している資産

市町村長の認可を申請する地縁団体は、自治法施行規則18条第4号により、不動産等を保有している団体にあっては、保有資産目録を、また不動産等を保有していることを予定している団体にあっては、保有予定資産目録を申請書に添え、市町村長に提出するものとされている。

認可地縁団体の保有資産目録又は保有予定資産目録に記載されている資産の調べは、次のとおりである。

	全認可地縁団体	に対する割合
土地の所有権	784団体	93.2%
土地の賃借権	29	3.4%
建物の所有権	614	73.0%
建物の賃借権	9	1.1%
立木の所有権	24	2.9%
立木の抵当権	1	0.1%
国債	1	0.1%
地方債	0	
社債	0	
その他	21	2.5%

図4

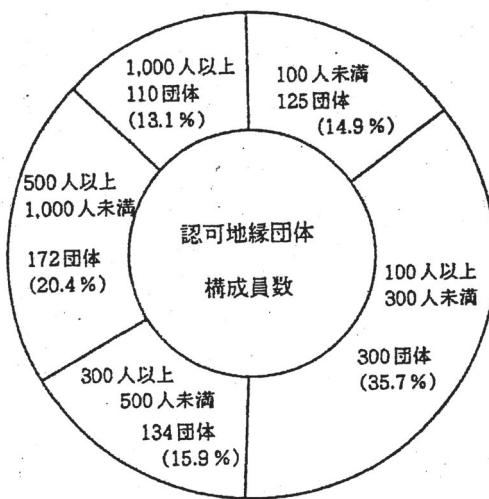


図5

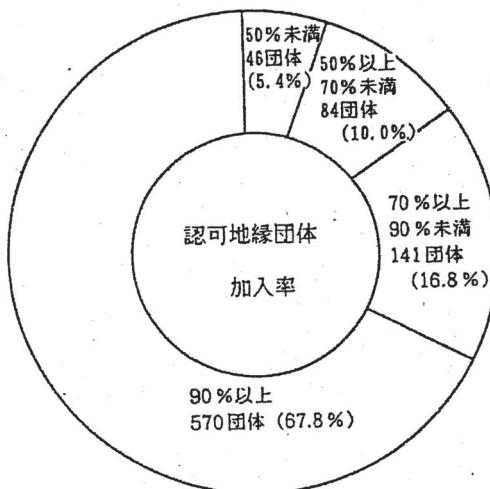
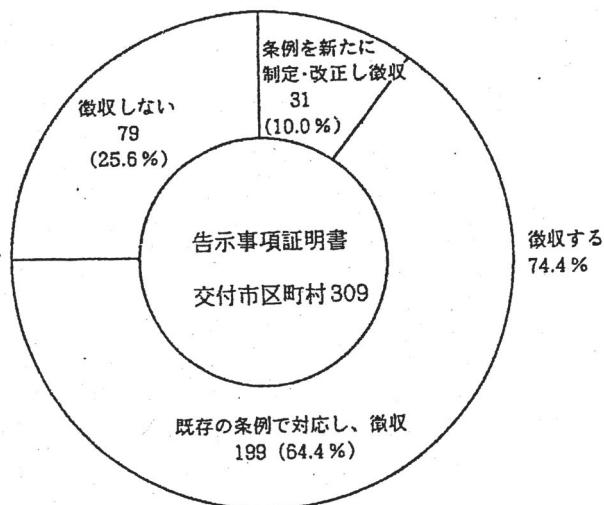


図6



地縁団体の名義により登記しようとしているものは、土地、建物の所有関係が大部分を占めていることがわかる。地方債、社債に関しては、該当がなかった。

8 認可地縁団体の告示事項の証明書の交付等に関する調べ

(1) 市町村長は、自治法260条の2第10項により、地縁による団体の認可をしたときは、自治法施行規則第19条の定めるところにより、名称、区域、事務所、代表者の氏名等を告示しなければならないとされている（告示された事項に変更があったときも同様）。

そして、誰でも、市町村長に対し、告示事項に関する証明書の交付を請求することができる（第12項）。特に、認可を受けた地縁による団体名義に登記を変更するときは、不動産登記法上代表者の証明書が必要とされている。

平成4年7月1日現在で、告示事項の証明書を交付した市区町村数は、309で、認可市区町村総数の87.0%にあたる。また、証明書の交付を受けた認可地縁団体は、646団体であり、認可地縁団体総数の76.8%であった。また、証明書の交付総枚数は、1,058枚であった。

(2) 証明書の交付事務に際しては、自治法227条の規定に基づき、条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

告示事項の証明書を交付した市町村数は、前述のとおり、309団体である。

そのうち、条例を制定もしくは改正し、徴収できることとしているのは、31（告示事項証明書交付市町村全体の10.0%）、既存の条例で対応し、徴収することとしているのは、199（同64.4%）、徴収しないこととしているのは、79で（同25.6%）あり、これをあらわしたもののが図6である。

手数料を徴収している団体の割合はおよそ4分の3となる。

(3) 告示事項の変更が行われた認可地縁団体総数は、69団体であり、全認可地縁団体全体の約8.2%にあたる。

変更の内容は、規約に定める目的が2団体、区域が1団体、事務所が15団体、代表者の氏名及び住所が63団体である。

市町村長による認可がなされてから、まだ間もないのに、変更数は少ないが、地縁団体制度の定着とともに、変更事項も増加すると考えられる。

(4) 規約の変更の認可が行われた団体は、12団体で、全認可地縁団体の約1.4%にあたる。

変更の内容は、目的が3団体、名称が1団体、事務所の所在地が3団体、構成員の資格に関する事項が1団体、代表者に関する事項が3団体、資産に関する事項が2団体、その他が2団体となっている。

9 地縁団体関係の研修会等の調べ

平成3年4月の自治法改正後から平成4年7月1日までに研修会を開催したことのある市区町村数は684であり、全市区町村の約21%である。開催総数は、1,169回であり、研修会開催市区町村の平均開催回数は、約1.7回となっている。

10 認可地縁団体名義の不動産登記に関する調査

(1) 認可地縁団体名義の不動産等を所有している団体は、489団体に及び、認可地縁団体の総数の58.1%に達している。

登記取得原因の内訳を見ると、個人から認可地縁団体名義に登記を変更したのが195団体（全認可地縁団体の23.2%）、多数人からが244団体（同29.0%）、公共団体名義からが31団体（同3.7%）、新規取得等が50団体（同5.9%）となっている。

(2) 名義変更の際の問題点としては、なしと答えた団体が、449団体にのぼり、全体の90%以上を占めたが、ありと答えた団体も40団体あった。

理由としては、「名義人又は相続人の同意を得るのが難しい」が、18団体で一番多く、以下「法務局職員が十分制度を把握していない」が10団体と続いている。

7 市町村の要望事項

地縁団体制度に関して何等かの要望を行った市区町村は、相当数に及ぶが、内容としては、研修会の開催、パンフレット等の手引きの作成を求めるものが多くかった。

地縁団体の認可状況等調査結果（都道府県分）

研修会の開催調査

多くの都道府県で、平成3年の自治法改正の説明会を開き、その中で地縁による団体について市町村等に説明を行っている。支庁のあるところは、支庁ごとに会議を開催している例、県内の行政書士に対して説明会を開いた例も見られた。

資料目次

- 1 全国の地縁団体の名称及び数
- 2 全国の地縁団体の不動産等所有状況等調（今回調査で確認された数）
- 3 地縁団体の認可状況等調（認可市区町村・認可地縁団体の都道府県別の数）
- 4 認可申請中の団体に対する市町村の審査状況調
- 5 認可地縁団体の規約に定める目的において、具体的に明示されている活動内容
- 6 認可地縁団体の構成員数調
- 7 認可地縁団体への加入率調
- 8 認可地縁団体が、保有資産目録又は保有予定資産目録に記載している資産調
- 9 認可地縁団体の告示事項の証明書の交付調
- 10 証明書の交付事務に際しての手数料徴収調
- 11 認可地縁団体の告示事項の変更調
- 12 認可地縁団体の規約の変更調
- 13 地縁団体関係の研修会等調
- 14 認可地縁団体名義の不動産登記調

1 全国の地縁団体の名称及び数

総 数	2 9 8 , 4 8 8
内訳 自治会	9 7 , 7 7 0 (3 2 . 8 %)
町内会	7 6 , 8 0 9 (2 5 . 7 %)
区	4 2 , 8 6 4 (1 4 . 4 %)
部落会	2 7 , 6 2 9 (9 . 3 %)
町 会	1 7 , 5 3 2 (5 . 9 %)
区 会	7 , 0 2 0 (2 . 4 %)
その他の	2 8 , 8 6 4 (9 . 5 %)

2 全国の地縁団体の不動産等所有状況等調 (今回調査で確認された数)

不動産を所有している団体総数	1 1 3 , 6 0 6
土地を所有している団体	6 7 , 6 9 0
建物を所有している団体	9 7 , 1 4 6
立木を所有している団体	1 4 , 7 1 1
所有権以外の権原により 不動産を保有している団体	4 , 5 1 9
登録を要する金融資産を 保有している団体	1 , 2 3 5

3 地縁団体の認可状況等調（認可市区町村・認可地縁団体の都道府県別の数）

都道府県	都道府県内の 市区町村数	認可団体のある 市区町村		認可地縁 団体数
		市区町村		
北海道	212	13		43
青森	67	2		2
岩手	59	3		3
宮城	71	4		5
秋田	69	12		17
山形	44	20		54
福島	90	10		15
茨城	87	8		9
栃木	49	5		11
群馬	70	6		8
埼玉	92	10		16
千葉	80	4		6
東京特別区	23	3		5
東京市町村	41	2		6
神奈川	37	8		36
新潟	112	21		37
富山	35	8		52
石川	41	9		43
福井	35	7		15
山梨	64	2		3
長野	121	4		5
岐阜	99	13		24
静岡	74	16		42
愛知	88	14		42
三重	69	3		3
滋賀	50	4		5
京都	44	3		4
大阪	44	10		31
兵庫	91	14		32
奈良	47	9		12
和歌山	50	2		6
鳥取	39	4		5
島根	59	8		16
岡山	78	11		18
広島	86	4		18
山口	56	12		36
徳島	50	1		1
香川	43	9		23
愛媛	70	11		17
高知	53			
福岡	97	14		20
佐賀	49	1		1
長崎	79	8		43
熊本	94	11		22
大分	58	4		4
宮崎	44	5		13
鹿児島	96	3		12
沖縄	53			
合計	3,259	355		841

4 認可申請中の団体に対する市町村の審査状況調

申請内容、書類等に特に問題はなく、 内部決裁等認可手続きを進めている	32団体
申請内容、書類等の審査を行っているところである	10団体
書類等に不足、不備があり、書類の再提出等を検討している	12団体
その他	1団体

5 認可地縁団体の規約に定める目的において、具体的に明示されている活動内容

	全認可地縁団体 に対する割合
住民相互の連絡（回覧板、会報の回付等）	719団体 (85.5%)
区域の環境美化、清掃活動	713 (84.2%)
集会施設の維持管理	666 (79.2%)
防災、防火	299 (35.6%)
スポーツ、レクリエーション活動	292 (34.7%)
文化レクリエーション活動	285 (33.9%)
道路、街路灯等の整備・修繕等	224 (26.6%)
交通安全、防犯	221 (26.3%)
盆まつり、お祭り、敬老会、成人式等の行事の開催	201 (23.9%)
行政機関に対する要望、陳情等	142 (16.9%)
独居老人訪問等社会福祉活動	140 (16.6%)
慶弔	105 (12.5%)
その他	238 (28.3%)

6 認可地縁団体の構成員数調

100人未満	125団体 (14.9%)
100人以上～300人未満	300団体 (35.7%)
300人以上～500人未満	134団体 (15.9%)
500人以上～1,000人未満	172団体 (20.4%)
1000人以上	110団体 (13.1%)

7 認可地縁団体への加入率調

50%未満	46団体 (5.4%)
50%以上～70%未満	84団体 (10.0%)
70%以上～90%未満	141団体 (16.8%)
90%以上	570団体 (67.8%)

8 認可地縁団体が、保有資産目録又は保有予定資産目録に記載している資産調

	全認可地縁団体	に対する割合
土地の所有権	784 団体	93.2%
土地の賃借権	29	3.4%
建物の所有権	614	73.0%
建物の賃借権	9	1.1%
立木の所有権	24	2.9%
立木の抵当権	1	0.1%
国債	1	0.1%
地方債	0	
社債	0	
その他	21	2.5%

9 認可地縁団体の告示事項の証明書の交付調

告示事項の証明書を交付した市区町村	309
証明書の交付を受けた認可地縁団体	646 団体
証明書の交付総枚数	1,058 枚

10 証明書の交付事務に際しての手数料徴収調（市区町村数）

条例を制定もしくは改正し、徴収できることとしている	31
既存の条例で対応し、徴収することとしている	199
徴収しないこととしている	79

11 認可地縁団体の告示事項の変更調

告示事項の変更が行われた認可地縁団体総数	69 团体
規約に定める目的	2 団体
区域	1 団体
事務所	15 团体
代表者の氏名及び住所	63 团体

12 認可地縁団体の規約の変更調

規約の変更の認可が行われた団体総数	12団体
目的	3団体
名称	1団体
事務所の所在地	3団体
構成員の資格に関する事項	1団体
代表者に関する事項	3団体
資産に関する事項	2団体
その他	2団体

13 地縁団体関係の研修会等調

研修会を開催したことのある市区町村	684
開催総数	1,169回

14 認可地縁団体名義の不動産登記調

(1)

認可地縁団体名義の不動産等を所有している団体総数	489団体
個人から認可地縁団体名義に登記を変更した団体	195団体
多数人から認可地縁団体名義に登記を変更した団体	244団体
公共団体名義から認可地縁団体名義に登記を変更した団体	31団体
新規取得等を行った団体	50団体

(2) 名義変更の際の問題点

なしと答えた団体 449団体

ありと答えた団体 40団体

理 由

名義人又は相続人の同意を得るのが難しい	18団体
法務局職員が十分制度を把握していない	10団体
司法書士が十分制度を把握していない	6団体
現在の構成員の同意を得るのが難しい	5団体
法務局の登記手続に時間を要した	2団体
その他	12団体